

【家庭でできる節電のポイント】掃除機は部屋を片付けてから使い、集塵パックは適宜取り替えましょう。

# 平成24年度個人町県民税について

## 18歳以下の扶養親族に対する扶養控除の見直し

平成24年度町県民税は、平成23年中の所得をもとに算出したものです。所得税法改正に伴い、平成24年度から個人町県民税でも扶養控除などが見直しされ、税額が昨年までと大きく変わる場合があります。

## 【扶養控除の見直し】

### 年少扶養控除の廃止

こども手当の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満・平成8年1月2日以降生)に係る扶養控除33万円が廃止されました。

### 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

高校の授業料無償化に伴い、特定扶養親族(16歳以上23歳未満・昭和64年1月2日～平成8年1月1日生)のうち、16歳以上19歳未満の扶養親族については扶養控除の上乗せ部分12万円が廃止され、33万円になります。

### 【同居の特別障がい者に対する障がい者控除の見直し】

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障がい者である場合に、控除額に23万円を加算する特例措置(同居特別障がい者加算)がありました。が、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障がい者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。 ※年少扶養親族に係る扶養控除は廃止されましたが、この年少扶養親族が障がい者である場合は、障がい者控除は引き続き適用されます。

## 【寄付金控除の見直し】

寄付金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。

## 【Q&A】

Q1 今年働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1 前年中(1月～12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2 現在は上三川町に住んでいないのになぜ上三川町に町県民税を払うのですか。

A2 1月1日(賦課期日)現在お住まいだった市町村に納税します。新しい住所地では課税されません。

Q3 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3 1月1日(賦課期日)現在で住所のある方に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも、その年度の町県民税は納付していただく必要はありません。

### ▼問い合わせ先＝

税務課 住民税係

☎ 56 9122



## 光化学スモッグにご注意ください!

光化学スモッグは、風が弱く、気温が高い晴れた日に発生しやすくなります。発生すると「目がチカチカする」「頭痛がする」「息苦しい」などの症状を引き起こします。

光化学スモッグ注意報が出されたら屋外での激しい運動は避けましょう。もし被害を受けた方は、洗顔やうがいをしてしばらく安静にしましょう。

### とちぎの青空ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyuu/hozen/aozora.html>

(光化学スモッグ発生予報や注意報発令情報などを確認できます)

▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎ 56 9131

(光化学スモッグの被害を受けた時はご連絡ください)



皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？  
パブリックコメント(町民意見等の募集)を実施  
します。

## 「上三川町暴力団排除条例」素案

暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、町民の安心・安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「上三川町暴力団排除条例」素案を作成しましたので、この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答はしませんので、あらかじめご了承願います。

▼公表する資料名＝「上三川町暴力団排除条例」素案

▼資料の閲覧期間＝平成24年6月11日(月)～7月10日(火)

▼資料の閲覧方法＝町のホームページに掲載するほか、役場町民ホール、役場総務課窓口(土・日・祝日を除く)、中央公民館窓口(休館日を除く)でご覧になれます。

▼意見等の提出期間＝平成24年6月11日(月)～

7月10日(火)【必着】

▼意見等を提出できる方＝町内に居住、通勤・通学する方、本町に納税義務を有する個人・法人等、その他本条例の利害関係者

▼意見等の提出方法＝意見提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページでお知らせします。

※なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係

☎(56) 9113

【家庭でできる節電のポイント】 洗濯ものはまとめ洗いをし、使用回数を少なくしましょう。

## スズメバチに注意

毎年夏から秋にかけて、スズメバチの活動が活発になります。夏にかけて野外活動の機会が増えるため、十分に注意しましょう。

特にスズメバチは、ツバキ・サザンカ・キンモクセイなどの常緑広葉樹に巣を作ることが多いとされています。これらの木の手入れをする際には、隠れたところに巣がないかどうかよく確認しましょう。

## ○スズメバチ等に刺されないためには

- ・ハチの巣に近づいたり、いたずらしない。
- ・ハチは黒い物に反応します。ハイキング等の時は黒っぽい服装を避けましょう。
- ・野外に出かける時、刺激の強い香水・化粧品・ヘアスプレー等は避けましょう。
- ・野外活動中にハチと遭遇した場合、大声で騒いだり、手で追い払う行為は危険です。姿勢を低くして速やかに離れることが重要です。
- ・缶ジュースなどを飲む時は、ハチが甘い匂いに引き寄せられるので注意しましょう。また、空き缶の投棄はスズメバチの増加の原因となります。
- ・洗濯物、布団類に紛れることがあるのでよく点検しましょう。

## ○もしハチに刺されたら？

- ・速やかに巣から離れ、安全な場所に避難しましょう。
- ・清潔な水で患部を冷やし、抗ヒスタミン剤含有のステロイド軟膏をつけ、早急に医師の診察を受けましょう。

※ハチに刺されたらアンモニアをかけるというのは俗説で、効果はありません。

なお、町ではスズメバチの駆除は行っておりません。自宅に巣を発見したときは、自己負担で専門の害虫駆除業者に依頼してください。自分で駆除することもできますが、危険を伴いますのでおすすめできません。

また、道路や公園等の公共的な場所や、所有者が不明な土地・家屋で衛生害虫が発生している場合は、役場までお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝

●衛生害虫防除等相談室

☎(028)625(0606  
(栃木県ペストコントロール協会内)

●住民生活課 生活環境係

☎(56) 9131